

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 池修会
- (2) 法人所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (3) 電話番号 0968-69-2018
- (4) 代表者氏名 理事長 大西 祐子
- (5) 設立年月 平成 8 年 3 月 12 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防訪問介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
熊本県第 4372400723 号
- (2) 事業の目的
介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 訪問介護事業所月華苑
- (4) 事業所の所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (5) 電話番号 0968-69-2018
- (6) 事業所長(管理者)氏名 大西祐子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成 11 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長洲町、玉名市、荒尾市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 9 時～18 時
サービス提供時間帯	月～日 7 時～20 時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準
1. 事業所長(管理者)	1 名			1 名
2. サービス提供責任者	2 名			1 名
3. 訪問介護員				
(1) 介護福祉士	2 名	2 名		
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー 1 級) 課程修了者		1 名		
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー 2 級) 課程修了者		8 名		

	(4)訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級)課程修了者				
--	--------------------------------	--	--	--	--

- ※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 40 時間)で除した数です。
(例)週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名(8 時間×5 名÷40 時間＝1 名)となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○ 生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。
○ 身体介護	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

- ※ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において設定された目標等を勘案し、介護予防訪問介護事業者が作成する介護予防訪問介護計画に定められますので、必ずしも上記の全てのサービスが提供されるものではありません。

① 生活援助

調理	ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。 (ご家族分の洗濯は行いません。)
掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。 (ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
買い物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。 (預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

② 身体介護

入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。

【1 ヶ月あたりのサービス利用料金(定額制)】(契約書第 8 条参照)

	利用頻度	要支援 1	要支援 2
介護予防訪問介護(Ⅰ)	週 1 回程度の利用 が必要な場合	1,176 円	1,176 円
介護予防訪問介護(Ⅱ)	週 2 回程度の利用 が必要な場合	2,349 円	2,349 円
介護予防訪問介護(Ⅲ)	(Ⅱ)を超える利用 が必要な場合	3,727 円	3,727 円

- ・訪問介護養成研修 3 級課程(ヘルパー 3 級)修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 20%が割り引かれます。

○ 加算等

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回(又は初回訪問の属する月)に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う場合に、その月に 200 単位
------	---

	加算されます。
介護職員等処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金等処遇改善に充てることを目的に、令和6年6月よりサービス別の基本サービス費に各種加算等を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算(介護予防訪問介護の場合は22.4%で訪問介護の場合も同様です)を乗じた単位数で算定されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1kmあたり20円)をいただきます。

(4) 利用料のお支払い方法(契約書第8条参照)

利用料は、1か月ごとに計算し、ご請求します。翌月末日までにお支払い下さい。

お支払方法は、原則として口座引き落としでお願いいたします。ご無理な場合はご相談をお願いいたします。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

熊本銀行 玉名支店 普通預金 2141138

ウ. 金融機関口座からの自動引振替

(5) 利用の中止、変更(契約書第9条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○ サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ 介護予防訪問介護サービスは、定額制のサービスですので、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、原則として日割り計算は行いませんのでご注意ください。ただし、下記のケースに該当する場合は日割りにより利用料の計算を行います。

① 月の途中に要介護から要支援に変更となった場合

② 月の途中に要支援から要介護に変更となった場合

③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供を行うにあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

① ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがありますが、訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業

者に依頼することはできません。

② 介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は介護予防訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

介護予防訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第 10 条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第 14 条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する介護予防訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1) 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員

① 苦情解決責任者 事業所長 大西祐子 【連絡先 0968-69-2018】

② 苦情受付担当者 サービス提供責任者 菊本啓子 【連絡先 0968-69-2079】

③ 第三者委員 当法人 監事 島田謙三 【連絡先 0968-74-0160】

〃 平島敬介 【連絡先 0968-73-8314】

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に苦情を申し出ることも出来ます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の苦情受付窓口について

事業者との話し合いで解決できない苦情または直接事業者話しにくい苦情は下記の窓口でも受け付けています。

長洲町役場	所 在 地 熊本県玉名郡長洲町長洲 2766 電話番号 0968-78-3111(代) 福祉保健介護課 電話番号 0968-78-3144 受付時間 9 時～17 時
熊本県福祉サービス適正化委員会 (熊本県社会福祉協議会内)	所 在 地 熊本県熊本市南千反畑町 3-7 電話番号 096-324-5471 受付時間 9 時～17 時
国民健康保険団体連合会	所 在 地 熊本県熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号 096-365-0811(代) 受付時間 9 時～17 時